

## 指定介護予防短期入所生活介護 2割負担料金表 (2017年4月改定)

### 1. 標準的な利用料金（日額） 従来型個室を利用した場合

1. 要介護度とサービス利用料金	要支援 1 866 円	要支援 2 1,076 円
2. サービス提供体制強化加算 I	36 円	
3. 自己負担額（1 + 2）	902 円	1,112 円
4. 居室に係る自己負担額	1,800 円	
5. 食事に係る自己負担額	1,600 円 (朝食 350 円 昼食 650 円 夕食 600 円)	
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	4,302 円	4,512 円

- ※ 上記の金額は標準的なものですので、正確な金額は個別に説明いたします。
- ※ 送迎サービス利用の場合は、片道につき 368 円の自己負担金が増加されます。
- ※ 尾道市以外にお住まいの方が送迎サービスを利用される場合は、通常の事業実施地域外からの利用となりますので、前述の通り、交通費実費を別途いただきます。

### 2. 医師の食事せんに基づく食事（療養食）を提供した場合（日額）

1. サービス利用料金	230 円
2. うち、介護保険から給付される金額	184 円
3. 自己負担額（1-2）	46 円

- ・介護職員処遇改善加算を下記の計算にて算定した単位数の 2 割を負担していただきます。  
介護職員処遇改善加算は基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に 8.3% を乗じた単位数を算定致します。